

新制度における平成27年度保育料(案)

この保育料(案)については、あくまで現時点での案であり、参考にお示しするものです。平成27年4月からご負担いただく保育料は、清須市の予算編成及び関係規則などの整備を経て、平成27年3月に確定することになります。

階層区分	推定年収	月額(円)					
		3歳未満児		3歳児		4・5歳児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1 生活保護世帯	—	0	0	0	0	0	0
2 市民税非課税世帯	～260万円	4,000	4,000	2,500	2,500	2,000	2,000
3 市民税所得割課税額 48,600円未満	～330万円	8,000	8,000	6,500	6,500	6,000	6,000
4 市民税所得割課税額 97,000円未満	～470万円	22,000	21,600	15,000	14,700	14,000	13,700
5 市民税所得割課税額 169,000円未満	～640万円	32,000	31,400	19,000	18,600	17,000	16,700
6 市民税所得割課税額 301,000円未満	～930万円	47,000	46,200	23,000	22,600	19,000	18,600
7 市民税所得割課税額 397,000円未満	～1,130万円	52,000	51,100	27,000	26,500	21,000	20,600
8 市民税所得割課税額 397,000円以上	1,130万円～	55,000	54,000	30,000	29,400	23,000	22,600

※ 4月～8月は前年度の市民税額に基づく保育料、9月～3月は当年度の市民税額に基づく保育料となります。

※ 階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

※ 同一世帯から2人以上の小学校就学前のお子さんが、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、または児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育事業等を利用している場合は、お子さんの保育料が軽減され、上から2人目のお子さんの保育料は1/2に軽減され、3人目以降のお子さんは無料になります。